## 弥富市公平委員会

## 公平委員会とは

地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法第7条第3項により、弥富市公平委員会設置条例に基づいて弥富市公平委員会を設置しています。

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを職務とする行政委員会です。

公平委員会は、地方公共団体において、職員の任免、懲戒等の人事権の行使を適 正に行うために設けられた、各任命権者から独立した専門的機関(行政委員会)で す。

## 公平委員会の委員の定数、選任方法、任期及び身分

委員会は3人の委員で組織されています。(地公法第9条の2第1項)、委員は、 人格が高潔で、地方自治の本旨と民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ 人事行政に関し識見を有する方の中から、市議会の同意を得て市長が選任します (同条第2項)。委員の任期は4年です(同条第10項)。

公平委員会の委員は、非常勤です。(地公法第9条の2第11項)

委員の選任については、そのうちの二人が、同一の政党に属する者となることとなってはならない。委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなった場合においては、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとされる。(地公法第9条の2第4項及び第5項)

委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員の職(執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。)を兼ねることができない。 (地公法第9条の2第9項)

委員の服務には、地公法第30条から第34条まで、第36条及び第37条の規定が 準用される。(地公法第9条の2第12項)なお、地公法第36条は、地方公共団体 の一般職に属する職員の政治的行為の制限を定めています。

## 公平委員会の事務

- 1 職員の給与・勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要 な措置を執ること(地方公務員法第8条第2項、第46条、第47条)
- 2 職員への不利益な処分についての不服申立てに対する裁決・決定をすること (地方公務員法第8条第2項、第49条の2、第50条)
- 3 職員の苦情を処理すること(地方公務員法第8条第2項)
- 4 職員団体を登録すること(地方公務員法第53条)
- 5 管理職員等の範囲を公平委員会規則で定めること(地方公務員法第52条第3 項、第4項)
- 6 そのほかの法律に基づきその権限とされた事務(地方公務員法第8条第2項)

公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。(地公法第8条第2項)

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、 及び必要な措置を執ること。(同項第1号)

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。(同項第2号)

前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。(同項第3号) 前三号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務 (同項第4号)

公平委員会の最大の特徴は、それが行政機関でありながら、一定の事項に関して は、それを法に照らして判断する司法に準じた機能を有することである。